

青森県報

号外第二十九号

平成二十六年
三月三十一日
(月曜日)

目次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課)…
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) ……二

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅(既存住宅)に、「第三十七条の十八に規定するもの」を「第三十七条の十八第一項に規定するものをいう。第九十三条の二第一項において同じ。)(うち地震に対する安全性に係る基準として政令第三十七条の十八第二項に規定する基準(第九十三条の二第一項において「耐震基準」という。)に適合するものとして政令第三十七条の十八第三項に規定するものをいう。第九十三条の二第一項において同じ。)」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第九十三条の七を第九十三条の八とする。

第九十三条の六第四項中「第九十三条の四第四項」を「第九十三条の五第四項」に改め、同条を第九十三条の七とする。

第九十三条の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。))が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。))が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「(同条第一項)を」又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等」による「農地利用集積円滑化団体等」による」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条を第九十三条の六とし、第九十三条の二から第九十三条の四までを一条ずつ繰り下げる。

第九十三条の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第九十三条の二 個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき地方税法施行規則第七条の七に規定するところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に

相当する税額を徴収猶予する。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を第八十六条の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際併せて知事に提出しなければならない。

一 申告者の住所及び氏名

二 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

三 住宅の取得年月日及び取得の原因

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 第九十一条第三項及び第四項並びに第九十二条の規定は、第二項の規定による徴収猶予について準用する。

5 住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

6 前項の規定によつて不動産取得税に係る徴収金の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名

二 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

三 住宅の取得年月日及び取得の原因

四 還付を受けるべき金額

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

7 第七十七条第八項の規定は、第五項の規定による還付をする場合について準用する。

第六十一条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第五条第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

附則第六条の三第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第八条の九中「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「家用」を「営業用」に、「軽自動車」を「(軽自動車)に、()以外のもの」を「以下この項において同じ。()を除く。()及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「四分の一」を「百分の二十」に改め、同条第三項中「二分の一」を「百分の四十」に改める。

附則第九条の三第一項中「電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項及び第三項において同じ。)、法附則第十二条の三第一項に規定する天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するもの及び」を削り、「ガソリンを」を「電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第五十二条第一項第一号イ	七千五百円	八千六百円
	八千五百円	九千七百円
	九千五百円	一万九百円
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百円	一万八千円
	一万七千九百円	二万五五百円
	二万五百円	二万三千五百円
	二万三千六百円	二万七千七百円
	二万七千二百円	三万二千二百円
	四万七百元	四万六千八百円
第五十二条第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万三千九百円
	三万四千五百円	三万九千六百円
	三万九千五百円	四万五千四百円

第百五十二条第一項第一号八(1)	一万五千百円	一万六千六百円	第百五十二条第一項第一号口	八千円	八千八百円	第百五十二条第一項第二号イ	九千円	九千九百円	第百五十二条第一項第二号イ	六千五百円	七千百円	第百五十二条第一項第二号イ	十一万千円	十二万七千六百円	第百五十二条第一項第二号イ	八万八千円	十万千二百円	第百五十二条第一項第二号イ	七万六千五百円	八万七千九百円	第百五十二条第一項第二号イ	六万六千五百円	七万六千四百円	第百五十二条第一項第二号イ	五万八千円	六万六千七百円	第百五十二条第一項第二号イ	五万千円	五万八千六百円	第百五十二条第一項第二号イ	四万五千円	五万七千七百円
------------------	--------	---------	---------------	-----	-------	---------------	-----	-------	---------------	-------	------	---------------	-------	----------	---------------	-------	--------	---------------	---------	---------	---------------	---------	---------	---------------	-------	---------	---------------	------	---------	---------------	-------	---------

第百五十二条第一項第五号二(1)	七千六百円	八千七百円	第百五十二条第一項第四号イ	四五千百円	五千百円	第百五十二条第一項第三号口	六万四千円	七万四百円	第百五十二条第一項第三号口	五万七千円	六万二千七百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	三万八千円	四万八千四百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	三万二千円	四万二千二百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	三万八千円	四万八千四百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	三万二千円	四万二千二百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	三万五千二百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	二万六百元	三万五千二百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	一万二千元	二万二千六百円	第百五十二条第一項第三号イ(2)	一万二千元	二万二千二百円
------------------	-------	-------	---------------	-------	------	---------------	-------	-------	---------------	-------	---------	------------------	-------	---------	------------------	-------	---------	------------------	-------	---------	------------------	-------	---------	------------------	---------	---------	------------------	-------	---------	------------------	-------	---------	------------------	-------	---------

第百五十二条第一項第五号(2)	一万千円	一万二千六百円
	一万二千五百円	一万四千三百円
	一万四千三百円	一万六千四百円
	一万六千四百円	一万八千八百円
	一万八千八百円	二万二千六百円
	二万二千七百円	二万四千九百円
	二万二千五百円	二万七千三百円
	二万三千六百円	二万七千七百円
	二万七千六百円	三万六千三百円
	三万六千六百円	四万四千四百円
第百五十二条第一項第五号水(1)	四万八千八百円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三千円
	七万四五百円	八万九百円
	八万八千八百円	十万二千二百円
	八千円	八千八百円
	一万六千円	一万七千六百円
	九千五百円	一万四百円
	一万九千円	二万九百円
第百五十二条第一項第一号	三千七百円	四千百円
	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
第百五十二条第一項第一号	八千円	八千八百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第九条の三第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる自動車（法附則第十二条の三第二項に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第百五十二条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百五十二条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四百円
	一万三千八百円	一万五千百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七百元	四万四千七百円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万千円	五万六千百円
五万八千円	六万三千八百円	
六万六千五百円	七万三千百円	

第百五十二条第一項第二号イ	七万六千五百円	八万四千五百円
	八万八千円	九万六千八百円
第百五十二条第一項第二号イ	十二万千円	十二万二千五百円
	六千五百円	七千五百円
第百五十二条第一項第二号イ	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
第百五十二条第一項第二号イ	一万五千元	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
第百五十二条第一項第二号イ	二万二千元	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
第百五十二条第一項第二号イ	二万九千五百円	三万二千四百円
	四万七千七百円	五千五百円
第百五十二条第一項第二号イ	八千円	八千八百円
	一万五千五百円	一万二千六百円
第百五十二条第一項第二号イ	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
第百五十二条第一項第二号イ	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
第百五十二条第一項第二号イ	三万五千元	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
第百五十二条第一項第二号イ	六千三百円	六千九百円
	七千五百円	八千二百円
第百五十二条第一項第二号イ	一万五千五百円	一万六千六百円
	一万二百円	一万二千二百円
第百五十二条第一項第二号イ	二万六百元	二万二千六百円
	二万六千五百円	二万九千五百円
第百五十二条第一項第二号イ	三万二千円	三万五千二百円

第百五十二条第一項第三号イ	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万五千五百円
第百五十二条第一項第三号イ	五万七千円	五万五千五百円
	六万四千円	七万四千四百円
第百五十二条第一項第三号イ	三万三千円	三万六千三百円
	四万九千円	四万五千五百円
第百五十二条第一項第三号イ	四万七千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
第百五十二条第一項第三号イ	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
第百五十二条第一項第三号イ	八万三千円	九万三千三百円
	四万九千五百円	四万九百円
第百五十二条第一項第三号イ	六千八百円	七千四百円
	六千円	六千六百円
第百五十二条第一項第三号イ	九千五百円	一万円
	五千三百円	五千八百円
第百五十二条第一項第三号イ	一万円	一万千円
	六千八百円	七千四百円
第百五十二条第一項第三号イ	一万三千七百円	一万五千円
	六千円	六千六百円
第百五十二条第一項第三号イ	七千六百円	七千四百円
	七千六百円	八千三百円
第百五十二条第一項第三号イ	一万千円	一万二千五百円
	一万二千五百円	一万三千七百円
第百五十二条第一項第三号イ	一万四千三百円	一万五千七百円
	一万六千四百円	一万八千円

第百五十二条第一項第五号二(2)	一万八千八百円	二万六百元
	二万七千七百円	二万三千八百円
	三万二千五百円	三万五千七百円
	二万三千六百円	二万五千九百元
	二万七千六百円	三万三百円
	三万六千六百円	三万四千七百円
	三万六千円	三万九千六百円
	四万八千八百円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千円
	五万三千二百円	五万八千五百円
第百五十二条第一項第五号水(1)	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四百円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百円
	八千円	八千八百円
	一万六千円	一万七千六百円
第百五十二条第一項第五号水(2)	九千五百円	一万四百円
	一万九千円	二万九百元
	三千七百円	四千円
	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百元
第百五十二条第一項第一号	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百元
	八千円	八千八百円
	六千三百円	六千九百元
	八千円	八千八百円

附則第九条の第三第三項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 法附則第十二条の第三第四項の規定の適用を受ける同項第一号に規定する電気自動車

附則第九条の第三第三項第四号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（第五項第四号において「基準エネルギー消費効率」という。）に、「次項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第五項第五号において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で同令附則第五条の二第五項に規定するもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「地方税法施行規則附則第五条の二第十一項」を「同条第六項」に改め、同項に次の表を加える。

第百五十二条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百元	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七百元	二万五百円
	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万八千円	二万九千円

第百五十二条第一項第五号二(2)	一万三千七百円	七千円
	六千円	三千円
	六千八百円	三千五百円
	七千六百円	四千円
	一万円	五千五百円
	一万二千五百円	六千五百円
	一万四千三百円	七千五百円
	一万六千四百円	八千五百円
	一万八千八百円	九千五百円
	二万七千七百円	一万円
三万二千五百円	一万六千五百円	
二万三千六百円	一万二千円	
二万七千六百円	一万四千元	
三万六千六百円	一万六千円	
三万六千円	一万八千円	
四万八千円	二万五百円	
四万六千四百円	二万三千五百円	
五万三千二百円	二万七千円	
六万二千二百円	三万千円	
七万四百円	三万五千五百円	
八万八千八百円	四万四千五百円	
八千円	四千円	
一万六千円	八千円	
九千五百円	五千円	
九千九千円	九千五百円	
三千七百円	千八百円	
四千七百円	二千三百円	

第百五十二条第一項第二号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第九条の三四四項中「附則第五条の二第二項」を「附則第五条の二第七項」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に、「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において)」を「とあるのは「平成二十二年以降」と、」に、「と、」に、「を」とあるのは「平成二十二年以降」と、」に、「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百三十八」を「百分の百二十八」に、「第二項第四号に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」を「平成二十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第百五十二条の規定の適用については、当該自動車は平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十七年年度の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十八年年度の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 法附則第十二条の三第六項の規定の適用を受ける同項第一号に規定する電気自動車
- 二 法附則第十二条の三第六項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する天然ガス自動車
- 三 法附則第十二条の三第六項の規定の適用を受ける同項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平

成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第十項に規定するものに適合するもの

第百五十二条第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七千七百円	一万五百円
第百五十二条第一項第一号ロ	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万五千五百円
	五万五千円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千円
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千円
	十一万千円	二万八千円
第百五十二条第一項第二号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円

第百五十二条第一項第一号ロ	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四万七千七百円	千二百円
	八千円	二千円
	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
第百五十二条第一項第一号ハ(1)	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百円
	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
	一万二百円	三千円
	二万六千円	五千五百円
第百五十二条第一項第一号ハ(2)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円

第百五十二条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	三万三千元	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
第百五十二条第一項第二号ロ	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千元	二万千円
	四千五百円	千五百円
	六千八百円	二千円
	六千円	千五百円
	九千百円	二千五百円
	五千三百円	千五百円
	一万円	二千五百円
第百五十二条第一項第五号ハ(1)	六千八百円	二千円
	一万三千七百円	三千五百円
	六千円	千五百円
第百五十二条第一項第五号ハ(2)	七千六百円	二千円
	六千八百円	二千円
	一万二千五百円	三千五百円
第百五十二条第一項第五号ニ(1)	七千六百円	二千円
	一万千円	三千円
	一万二千五百円	三千五百円

6 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出

第百五十二条第一項第五号ニ(2)	一万四千三百円	四千円
	一万六千四百円	四千五百円
	一万八千八百円	五千円
	二万七千七百円	五千五百円
	三万二千五百円	八千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五百円
第百五十二条第一項第五号ホ(1)	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千元	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
	八千円	二千円
	一万六千円	四千円
	九千五百円	二千五百円
	一万九千円	五千円
	三千七百円	千円
第百五十二条第二項第一号	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
第百五十二条第二項第二号	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	八千円	二千円

許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の第二十一項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百五十二条の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の第二項中「第九十三条の第二項」の下に、「第九十三条の第三項」を加える。

附則第十三条の第二項及び第十三条の三中「第九十三条の第二項」を「第九十三条の第三項」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項中「同項に」を「次の各号に掲げる期間に取得された同項に」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年年度分
- 二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年年度分及び平成二十七年年度分
- 三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年年度分及び平成二十八年年度分

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、改正後の青森県条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 3 改正前の青森県条例（以下「改正前の条例」という。）第九十三条の第五一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、「の」の実施により政令」とあるのは「に」に限る。）の実施により政令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。
- 4 改正後の条例附則第九条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例附則第九条の三及び第十六条第一項の規定は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の条例附則第十六条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一

部を次のように改正する。

第九条第一号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭